

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|----------------------|--|-------------------|-------------------|--------------------|--------|
| 社会復帰促進事業 | | | | 17,895,139 | 19,314,642 | 1,419,503 | |
| 1 | 1 | 外科後処置費 | 外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 | 66,122 | 67,852 | 1,730 | A |
| 2 | 2 | 義肢等補装具支給経費 | 業務災害又は通勤災害により両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の社会復帰を促進するため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。 | 2,557,516 | 2,657,635 | 100,119 | A |
| 3 | 3 | 特殊疾病アフターケア実施費 | 症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に不随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給、及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 | 3,585,207 | 3,680,267 | 95,060 | A |
| 4 | 4 | 社会復帰特別対策援護経費 | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 | 476,761 | 436,801 | ▲ 39,960 | A |
| 5 | 5 | 障害者職業能力開発校施設整備費 | 業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校の訓練科及び施設の整備を行う。 | 550,420 | 585,434 | 35,014 | 次回 |
| 6 | 6 | CO中毒患者に係る特別対策事業経費 | 「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。 | 429,532 | 448,887 | 19,355 | A |
| 7 | 7 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 | 療養施設(労災病院を除く)及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための運営等を行う。 | 7,111,072 | 7,186,446 | 75,374 | 次回 |
| 8 | 8 | 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費 | 療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。 | 2,640,064 | 2,669,995 | 29,931 | 次回 |
| 9 | 9 | 労災疾病臨床研究事業費補助金事業 | 認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見いだし、技術水準の向上を図る。 | 478,445 | 1,526,569 | 1,048,124 | A |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|------------------------------------|---|------------------|------------------|--------------------|--------|
| 10 | - | 長期にわたる療養が必要な労働者のための復職等支援(新規) | 長期にわたる療養が必要な疾病を抱えた労働者が治療を終えて職場に復帰する際や治療を行いながら就労継続する際に、企業の人事労務担当者・産業医と病院の主治医間で、当該労働者に係る治療状況や病状等の情報共有が適切に行われず、病院、企業双方において勤務状態・状況等を踏まえた適切な治療・労務管理等が行われない状況が発生しており、長期にわたる治療が必要な疾病を抱えた労働者が職場復帰し、就労継続することが困難となっている。このため、長期療養が必要な疾病を抱えた労働者の復職支援を行う「復職等支援コーディネーター」の養成を行い、医療機関と事業場の橋渡しをすることで、治療を行いながら就労を継続するためのモデル事業を実施し、もって被災労働者の職場復帰を図る。 | 0 | 54,756 | 54,756 | 27年度新規 |
| 被災労働者等援護事業 | | | | 9,146,601 | 9,063,308 | ▲ 83,293 | |
| 11 | 10 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置を行う。 | 8,929 | 8,924 | ▲ 5 | A |
| 12 | 11 | 労災就労保育援護経費 | 労災年金受給者に対し当該家族の就労のため、未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある場合にその保育に要する経費の支給を行う。 | 71,518 | 75,334 | 3,816 | A |
| 13 | 12 | 労災就学援護経費 | 労災年金受給者及びその子弟で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって学費の支弁が困難と認められる者に対して労災就学援護費の支給を行う。 | 2,909,607 | 2,945,972 | 36,365 | A |
| 14 | 13 | 労災保険相談員等設置費 | 労災保険給付等に係る相談・指導等を行う労災保険相談員等の設置を行う。 | 564,680 | 565,979 | 1,299 | A |
| 15 | 14 | 労災ケアサポート事業経費 | 在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。 | 522,391 | 462,412 | ▲ 59,979 | C |
| 16 | 15 | 休業補償特別援護経費 | 労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、遅発性疾病に罹患し、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。 | 1,521 | 1,702 | 181 | A |
| 17 | 16 | 長期家族介護者に対する援護経費 | 要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 | 31,000 | 29,000 | ▲ 2,000 | C |
| 18 | 17 | 労災特別介護施設設置費 | 在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設の整備・修繕を行う。 | 164,627 | 177,969 | 13,342 | C |
| 19 | 18 | 労災特別介護援護経費 | 在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 | 1,930,795 | 1,901,810 | ▲ 28,985 | B |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|----------------------------|--|-------------------|-------------------|--------------------|--------|
| 20 | 19 | 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 | 労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 | 2,891,581 | 2,845,821 | ▲ 45,760 | A |
| 21 | 20 | 労災援護金等経費 | 労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 | 12,792 | 11,749 | ▲ 1,043 | A |
| 22 | 21 | 石綿関連疾患診断技術研修事業 | 医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施する。 | 21,450 | 20,980 | ▲ 470 | A |
| 23 | 22 | 石綿確定診断等事業 | 石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、労働基準監督署等からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署等に対して意見書の提出等を行う。 | 15,710 | 15,656 | ▲ 54 | A |
| 安全衛生確保等事業 | | | | 41,322,253 | 39,047,422 | ▲ 2,274,831 | |
| 24 | 23 | 労働安全衛生等事務費 | 労働安全衛生行政を執行するにあたって必要となる事務補助等に要する経費である。 | 209,457 | 197,108 | ▲ 12,349 | A |
| 25 | 24 | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 | 企業からの申請に基づき、労働環境水準の高い優良企業を客観的な指標で評価し、積極的に公表することにより、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業の情報を求職者等に共有することを目的とする。 | 12,252 | 15,686 | 3,434 | A |
| 26 | 25 | 労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究 | 小売業における労働災害発生件数を減少させるため、業界団体等に、小売業に係る「専門検討委員会」を設け、小売業に係る団体や事業場に、労働災害の防止に有効な設備、装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し報告書に取りまとめ、今後の保護具や安全装置の開発促進及び普及に活用する。 | 4,780 | 4,780 | 0 | B |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|------------------------------------|--|--|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 27 | 26-1 (一部27-1 及び48に 組換) | 中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (危険性・有害性等の調査等普及促進事業) | 近年、生産工程等の多様化・複雑化が進展し、事業場内の危険・有害要因が多様化していることから、事業者は労働安全衛生法令に規定されている危害防止基準の遵守は勿論のこと、事業場内の危険・有害要因について自ら予防的にリスクアセスメントを実施し、労働災害につながるリスクの低減を進めることが労働災害の減少に効果的であるが、中小零細規模事業場においては、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウがないことが課題である。 このため、中小零細規模事業場の事業者を対象として、リスクアセスメントの導入について指導するとともに、安全担当者に対して具体的な演習形式の研修を行うことで、事業場においてリスクアセスメントを自律的に実施できる人材を育成する。 | 33,496 | 0 | ▲ 33,496 | A |
| - | 26-2 (26-3と統 合し、28-3 に組換) | 中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (あんぜんプロジェクト推進事業) | ①賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(以下「あんぜんプロジェクト」という。)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営するあんぜんプロジェクトのホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び自社の労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。 ②あんぜんプロジェクトの活動として、プロジェクトメンバーが実践している創意工夫された安全活動や自社の安全教育設備を外部に開放するなど地域の企業への協力をを行っている事例を紹介し、中小企業での安全活動を支援する。 | 45,201 | 0 | ▲ 45,201 | A |
| - | 26-3 (26-2と統 合し、28-3 に組換) | 中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業) | 事業者(とくに中小零細規模事業場)及び労働者に対して、安全衛生活動に必要な情報の提供等を行うため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。 各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底のための情報等を国が提供することで、労働災害の防止を目指す。 | 9,744 | 0 | ▲ 9,744 | A |
| 28-1 | 27-1 (26-1から 一部組換) | 安全衛生啓発指導等経費 | 労働災害防止活動の基本である、事業者及び労働者の安全衛生意識の徹底を図るとともに災害防止活動を効果的に促進させるため、無災害運動の奨励や安全衛生教育の実施を行う。 | 125,073 | 117,248 | ▲ 7,825 | A |
| 28-2 | 27-2 | 安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業) | 「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但し書きに規定する指定機関として、同省令第24条及び25条並びに登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生法規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。 | 98,632 | 119,841 | 21,209 | A |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|--|--|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 28-3 | - | 安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓 発事業) | 事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災 害やヒヤリハット事例、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサ イト」を通じて提供する。また、既に自主的な対応を進めている事業場の参 画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化すること により、事業場の安全意識を高める。 | 0 | 51,338 | 51,338 | - |
| 29 | 28 | 安全衛生分野における国際化への的 確な対応のための経費 | ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである 「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、 セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対 応を図る。 | 9,386 | 8,372 | ▲ 1,014 | A |
| 30-1 | 29-1 | 職業病予防対策の推進 (東電福島福島第一原発緊急作業従事 者の被ばく管理対策等) | 技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等 に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推 進を図る。 東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、第一 原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するととも に、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運 用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施 する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実 施する。 | 423,256 | 362,865 | ▲ 60,391 | A |
| 30-2 | 29-2 | 職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の 適正な放射線管理実施の指導) | 避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小 零細事業者の連合体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な放射線 管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等におけ る放射線管理の適切な実施の指導等を行う。 | 148,900 | 56,505 | ▲ 92,395 | B |
| 30-3 | 29-3 | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放 射線関連情報の国際発信の強化) | 東電福島第一原発作業員や除染作業員の放射線被ばく状況やその対 策について、国際機関等が作成する報告書等では事実誤認や厚生労働 省の見解とは相容れない記載が見られるなど、必ずしも正しく認識されて いない状況であることから、作業員の放射線被ばく状況やその対策に関連 する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページのほか、世界保健 機関(WHO)や国際労働機関(ILO)などの国際機関への情報提供や国連 機関の駐在事務所を通じた国際発信等を実施する。 | 19,812 | 19,920 | 108 | A |
| 30-4 | - | 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医 療体制強化への支援)(新規) | 東電福島第一原発事故直後、構内での被災労働者に対する被曝量の測 定、除染、トリアージ、初期救命措置、搬送先の選択等の対応を行う医師、 看護師、診療放射線技師等の専門スタッフによる診療体制が不十分であ り、医療体制が十分に確保出来なかったところである。このような状況を踏 まえ、現在は医師等によるネットワークを構築し、専門スタッフによる支援 等を行っているところであるが、今後も当該ネットワークの確保を図るとと もに、他の原発への拡大、専門人材の育成、原子力施設内外の連携強化、 被災者搬送訓練等の実施などが必要であるため、これらに要する経費の 一部を支援する。 | 0 | 37,110 | 37,110 | 27年度新規 |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|----------------------------------|--|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 31 | 30 | じん肺等対策事業 | 不可逆性の疾病であるじん肺に対する適切な診断、治療技術の向上等を図るとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断を実施する。 また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則等に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。 | 1,578,768 | 1,576,758 | ▲ 2,010 | A |
| 32 | 32 | 職場における受動喫煙対策事業 | 職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。 | 857,193 | 883,483 | 26,290 | A |
| 33 | 33 | 新規化学物質の有害性調査試験 | 新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。 | 103,175 | 86,905 | ▲ 16,270 | A |
| 34 | 34 | 職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備 | 職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。 | 649,034 | 622,041 | ▲ 26,993 | A |
| 35 | 35 | 化学物質の有害性調査等事業 | 化学物質による長期低濃度ばく露による重篤な遅発性健康障害の防止を図るため、がん原性のおそれのある化学物質について計画的に、実験動物を用いるがん原性試験を実施する。 | 839,094 | 856,374 | 17,280 | A |
| 36 | 36 | 石綿障害防止総合相談員等設置経費 | 労働者の石綿による健康障害を防止するため、石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員を設置し、労働者の石綿による健康障害を防止するための相談、石綿含有建築物の解体等についての届出の審査や事業者への指導を行う。 | 244,962 | 246,116 | 1,154 | A |
| 37 | 37 | 労働衛生指導医設置経費 | 頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。 | 3,726 | 3,207 | ▲ 519 | A |
| 38 | 38 | 産業保健活動総合支援事業 | 「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」における検討・審議結果を踏まえ、産業保健推進センターの設置・運営事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業を今後、効率的、効果的に実施するため、三事業を一元化して運営することにより、地域の小規模事業場や労働者に利用しやすいよう、各事業の機能を有機的に結合し、ワンストップサービスとして産業保健サービスを提供する。 | 2,793,065 | 3,087,646 | 294,581 | 次回 |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|--------------------------|---|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 39 | 39 | 長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 | 時間外労働・休日労働に関する協定について、限度時間を超えた時間で協定を締結している事業場に対して、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。 過重労働解消に向けた周知啓発のためのセミナーの開催、取組事例集の作成・配布、情報収集、相談対応等を行う。 | 246,083 | 257,230 | 11,147 | A |
| 40 | 40 | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化 | 劣悪な労務管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける常設の労働条件相談ダイヤルの設置による相談体制の整備や、労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめたポータルサイトの開設、大学での法令の周知啓発の実施などの情報発信を行う。 | 197,345 | 228,631 | 31,286 | B |
| 41 | - | 過労死等防止対策推進法の施行に要する経費(新規) | 「過労死等防止対策推進法」に基づき、以下の事業を実施 ①企業、労働者等に関する意識や過重労働防止に対する取り組み等についての調査研究 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発 | 0 | 152,877 | 152,877 | 27年度新規 |
| 42 | 41 | メンタルヘルス対策等事業 | 職場でのメンタルヘルス対策を中心的に行っている産業医等の資質の向上を図ること等により、職場でのメンタルヘルス対策の一層の促進を図る。 | 261,830 | 136,730 | ▲ 125,100 | A |
| 43 | 42 | 治療と職業生活の両立等の支援対策事業 | 平成25、26年度で作成した留意事項、事例集を踏まえ、長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の就労継続支援のあり方を検討の上、指針を作成し、関係者に周知する。 | 11,540 | 9,976 | ▲ 1,564 | A |
| 44 | 43 | 新規起業事業場就業環境整備事業 | 新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援等を行う。 | 78,814 | 80,959 | 2,145 | A |
| 45 | 44 | 働きやすい職場環境形成事業 | 労使が具体的な取組を行うにあたってのノウハウを提供する等、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報及び労使への支援策の充実を図る。 | 138,010 | 119,963 | ▲ 18,047 | A |
| | | | 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及率が依然約31%に留まっていることから、引き続き安全な足場の一層の普及を図る。 また、建設業における墜落・転落災害の約8割は、屋根等足場以外の様々な高所作業により発生していることから、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及等を図る。 | | | | |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|-------------------------|--|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 46 | 45 | 建設業等における労働災害防止対策費 | 東日本大震災により大きな被害が生じた建設物をはじめとする施設等に係る復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、労働災害の発生が危惧されるところである。このため、中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。 さらに、建設業における人材不足に対応した労働災害防止対策として、作業方法の決定や部下の教育・指導を行うなど、建設現場の安全衛生管理に果たす役割の大きい職長等の指導力向上を図るための研修会を全国で実施する。 | 317,634 | 312,176 | ▲ 138,010 | A |
| 47 | 46 | 荷役作業における労働災害防止対策経費 | 平成25年3月に策定した、荷役作業の安全対策ガイドラインの周知のための研修会を開催し、また、本ガイドラインを踏まえて、専門家を派遣して個別の事業場に対して安全診断・改善診断を実施するとともに、荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会を開催する。 | 39,429 | 31,598 | ▲ 7,831 | A |
| 48 | 47 | 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 | 林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。 (なお、諸外国の先進的な対策を検討し、検討結果に基づく我が国への林業労働災害防止対策に応用可能な対策を実地に検証する委託事業については、平成25年限りで廃止。) | 6,754 | 6,754 | 0 | A |
| 49 | 48 (26-1から一部組換) | 機械等の災害防止対策費 | 本省、労働局及び労働基準監督署による①機械設置届等に係る審査及び実地調査、②検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行う。 また、機械安全に係る国際規格等を調査し、安全水準の向上に寄与すると認められる規格について、検討会を開催の上、行政が推奨すべき規格概要を取りまとめる。 | 21,948 | 61,775 | 39,827 | A |
| 50 | 49 | 特別安全衛生指導等経費 | 火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に解明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。 | 54,625 | 50,334 | ▲ 4,291 | A |
| 51 | 50 | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | 外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成、外国人労働者向けにモデル就業規則を数か国語に翻訳しホームページへの掲載等を行う。 | 112,300 | 187,491 | 75,191 | A |
| 52 | 51 | 自主点検方式による特別監督指導の機能強化 | 自主点検表の作成等を行う。 | 5,185 | 5,185 | 0 | A |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|-------------------------------|---|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 53 | 52 | 「労災かくし」の排除のための対策の推進 | 「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対し適正な保護が行われなくなることから、これを排除するための周知等を行う。 | 46,300 | 46,314 | 14 | A |
| 54 | 53 | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | 自動車運転者の長時間労働の抑制を図るため、自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問して指導・助言等を行うとともに、業界団体未加入の事業者に対して、労働基準関係法令や改善基準告示等の重点的な周知及び相談を実施する。 発注者(荷主)を含めた(元請)貨物自動車運送業者及び下請運送業者について協議会を設置し、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行う。 | 116,284 | 105,329 | ▲ 10,955 | A |
| 55 | - | 未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費(新規) | 労働災害が多い製造業、とりわけ安全管理体制が脆弱な中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)において、新たに就労しようとする未熟練労働者に対する安全衛生教育がより労働災害防止に資するものとなるよう、雇入れ時教育の事業者向けマニュアルを策定する。 | 0 | 6,567 | 6,567 | 27年度新規 |
| 56 | 54 | 家内労働安全衛生管理費 | 家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い、職業病の予防及び早期発見を図るため、家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導により、災害防止のための適切な指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。また、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病予防のため、作業環境、災害事例の実態を委託者、家内労働者等へのヒアリングによって把握し、家内労働者・委託者向けガイドブックを作成・配布する。 | 30,437 | 30,038 | ▲ 399 | A |
| 57 | 55 | 女性労働者健康管理等対策費 | 女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。また、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例の周知・啓発を行う。 | 54,700 | 54,077 | ▲ 623 | A |
| 58 | 56 | 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費 | 技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を行う。 | 78,784 | 67,515 | ▲ 11,269 | 集計中 |
| 59 | 57 | 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 | 資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。 | 210,065 | 191,550 | ▲ 18,515 | A |
| 60 | 58 | 労働災害防止対策費補助金経費 | 労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。 | 1,367,272 | 1,367,266 | ▲ 6 | A |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|----------------------|--|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 61 | 59 | 産業医学振興経費 | 過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成及び産業医の資質向上研修に対して助成する。 | 5,010,447 | 5,346,126 | 335,679 | A |
| 62 | 60 | 第三次産業労働災害防止対策支援事業 | 第12次労働災害防止計画に基づき、第三次産業労働災害防止対策支援事業(小売業及び社会福祉施設に対する職場内の危険箇所の「見える化」の推進、事業者に対するコンサルティングの実施等の災害防止対策に係る支援)及び保健衛生業を中心とした腰痛予防対策の推進(改正腰痛予防対策指針等の周知啓発、介護・看護・保育従事労働者の腰痛予防教育)を行う。 | 69,963 | 67,251 | ▲ 2,712 | A |
| 63 | 61 | 安全衛生施設整備費 | 化学物質による職業がん対策を進めるためには、化学物質について動物の長期吸入有害性調査を行うことが必要であり、これを我が国で唯一行っている日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備を行う。 | 454,191 | 782,930 | 328,739 | A |
| 64 | 62 | 雇用均等指導員(均等担当)の設置 | セクシュアルハラスメントに関する事項は、雇用均等室の相談や是正指導の中で最も多くを占めており、特に通院もしくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からのセクシュアルハラスメントに関する相談が増加していることから、雇用均等指導員(均等担当)を配置し、精神障害の発症及び再発を防止する。 | 20,748 | 20,781 | 33 | A |
| 65 | 63 | 女性就業支援全国展開事業 | 全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。 | 76,836 | 66,339 | ▲ 10,497 | A |
| 66 | 64 | 短時間労働者健康管理啓発指導経費 | パートタイム労働者に対する健康診断等についてパートタイム労働者を雇用する事業主に対して啓発指導を行うとともに、パートタイム労働者等の健康管理に関する企業の取組マニュアル及び好事例集を作成することにより、パートタイム労働者等の健康管理を推進する。 | 34,157 | 32,794 | ▲ 1,363 | A |
| 67 | 66 | 就労条件総合調査費 | 主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。 | 28,608 | 20,592 | ▲ 8,016 | A |
| 68 | 67 | 雇用均等行政情報化推進経費 | 企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。 | 57,898 | 57,898 | 0 | C |
| 69 | 68 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施する事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究のために必要な経費である。 | 1,836,915 | 1,868,788 | 31,873 | 次回 |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|--|--|------------------|-----------------|--------------------|-------------|
| 70 | 69 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務遂行のために必要な施設及び設備機器の整備に要する経費である。 | 121,060 | 89,133 | ▲ 31,927 | 次回 |
| 71 | 70 | 未払賃金立替払事務実施費 | 企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。 | 17,089,980 | 13,665,588 | ▲ 3,424,392 | 次回 |
| 72-1 | 71-1 (71-2へ一部組換) | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し) | 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。 | 900,434 | 1,368,016 | 467,582 | B |
| 72-2 | 71-2 (71-1から一部組換) | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) | 2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にする等の政府目標に向け、適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進に取り組む。 | 602,177 | 454,545 | ▲ 147,632 | B |
| 72-3 | 71-3 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組) | 厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。 | 295,842 | 295,746 | ▲ 96 | A |
| 73 | 72 | 中小企業退職金共済事業経費 | 中小企業退職金共済制度において、中小零細企業における退職金制度確立に向けて新規加入を促進するため、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。 | 1,946,720 | 1,892,384 | ▲ 54,336 | 次回 |
| 74 | 73 | 勤労者財産形成促進事業に必要な経費 | 勤労者の貯蓄、持家取得といった資産形成のための自助努力に対し、国及び事業主が支援する制度であり、事業主及び勤労者に対する制度の周知等を実施する。 | 310 | 310 | 0 | 26年度までの経過措置 |
| 75 | 74 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うために必要な経費である。 | 111,224 | 109,082 | ▲ 2,142 | 次回 |
| 76 | 75 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。 | 66,985 | 53,766 | ▲ 13,219 | 次回 |

社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

| 27年度 PDCA 評価番号 | 26年度 PDCA 評価番号 | 事業名 | 事業概要 | 平成26年度 予算額(①) | 平成27年度 予定(②) | 対前年度差引 額 ②-① | 評価(評価) |
|----------------------|----------------------|--------------|--|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 77 | 76 | 個別労働紛争対策費 | 個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 ⑤統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進 | 744,154 | 742,489 | ▲ 1,665 | A |
| 78 | 77 | 雇用労働センター設置経費 | 国家戦略特別区域に雇用労働相談センターを設置し、新規開業直後の企業、グローバル企業等に対する相談等の援助を的確に実施することにより、労使間の紛争が生じることなく事業展開することを容易にするとともに、過重労働による健康障害防止や長時間労働の抑制、労働災害発生防止、雇用の安定等を図る。 | 249,259 | 249,226 | ▲ 33 | B |